

第87回 定時株主総会招集ご通知



日時

2026年6月24日（水曜日）
午前10時（受付開始午前9時30分）

場所

大阪市北区中之島4丁目2番30号
中央自動車工業株式会社
本社5階ホール

※末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。

2026年6月22日（月曜日）24時までに

書面またはインターネット等により議決権を
行使いただきますようお願い申し上げます。

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締
役を除く）10名選任の件

CENTRAL 中央自動車工業

（証券コード 8117）



平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、当社第87回定時株主総会を
2026年6月24日（水曜日）に開催いたしますので、
ここに招集のご通知をお届けいたします。
ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

株主のみなさまにおかれましては、今後とも一層の
ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長

坂田 信一郎

企業理念

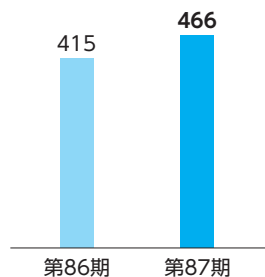
世界のネットワークを通じて環境にやさしく、
安全と豊かなカーライフを創造して、社会に貢献する。

決算ハイライト 第87期 (2025年4月1日～2026年3月31日)

売上高

466 億円
(前期比12.4%増)

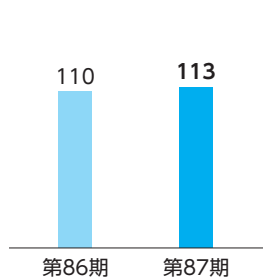
単位:億円



営業利益

113 億円
(前期比3.1%増)

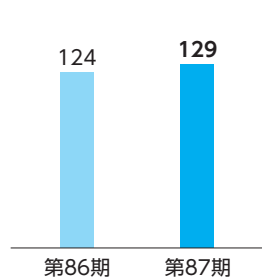
単位:億円



経常利益

129 億円
(前期比4.1%増)

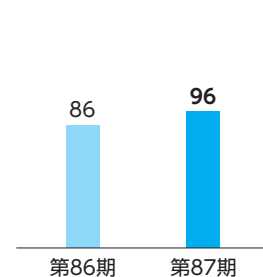
単位:億円



親会社株主に 帰属する当期純利益

96 億円
(前期比11.1%増)

単位:億円



セグメント別の業績

自動車部品・用品等販売事業

売上高

359 億円
(前期比10.9%増)

セグメント利益

102 億円
(前期比1.7%増)

自動車処分手業

売上高

107 億円
(前期比17.5%増)

セグメント利益

10 億円
(前期比17.7%増)

POINT

- 地域密着型営業の推進によりお客様との関係を一層強化し、14年連続増収/11年連続最高益（経常利益）を更新
- 自動車部品・用品等販売事業においては、展示型オフィスとして新築した東京支社や海外現地拠点を活用した営業活動により、高付加価値商材の拡販継続
- 自動車処分手業においては、適正かつ効率的な業務遂行に努め、売上高として初めて100億円を突破
- 森田産業(株)・(株)YOOコーポレーションの2件のM&Aを実行し、更なる企業価値の向上に寄与
- テレビCMの放映、SNS広告の運用やモータースポーツへの協賛などのブランディング活動により認知度も向上

(証券コード 8117)
2026年6月3日
(電子提供措置の開始日2026年6月2日)

株 主 各 位

大阪市北区中之島4丁目2番30号
中央自動車工業株式会社
代表取締役社長 坂 田 信一郎

第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記のとおり開催させていただきますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第87回定時株主総会招集ご通知」および「その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.central-auto.co.jp/ja/ir/stock/meeting.html>



また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、会社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面または電磁的な方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に記載の株主総会参考書類をご検討いただき、2026年6月22日（月）24時までにご議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月24日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市北区中之島4丁目2番30号
中央自動車工業株式会社 本社5階ホール

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第87期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第87期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
 - ◎ 株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ 上記インターネット上の当社ウェブサイトは、<https://www.central-auto.co.jp/ja/ir.html>です。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 当日ご来場にあたりサポートが必要な方は、事前にご連絡をお願い申し上げます。

議決権行使の方法についてのご案内

議決権行使の方法は、以下の方法がございます。株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権の行使方法について

▶ 事前の行使方法

インターネット等にて行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2026年6月22日(月曜日) 24時まで

詳細は、次ページ「インターネット等による議決権行使のご案内」をご覧ください。

書面にて行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年6月22日(月曜日) 24時到着

▶ 当日の行使方法

株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

行使期限 2026年6月24日(水曜日) 午前10時

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、株式会社ICJの運営する「議決権行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

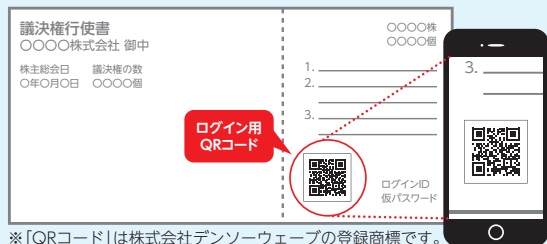
インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権をご行使される場合は、**2026年6月22日（月曜日）24時まで**に、パソコン、スマートフォン等から当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

ご注意事項

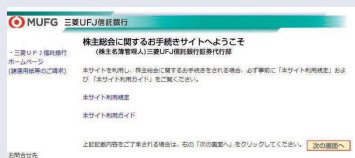
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

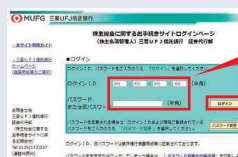
議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使サイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力。



「ログインID・
仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

3 以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

システム等に関する お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 **0120-173-027**（通話料無料）

（受付時間 午前9時から午後9時まで）

■ インターネット等による議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネット等による議決権行使は、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン、スマートフォン等インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン、スマートフォン等による、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主への配当政策を経営上の重要課題と位置づけており、今後の利益配分につきましても「安定かつ高配当」の継続を目指しております。

この方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、以下のとおりとさせていただきますと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき38円（うち普通配当35円、記念配当3円）

総額2,111,096,422円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月25日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその金額

別途積立金3,300,000,000円

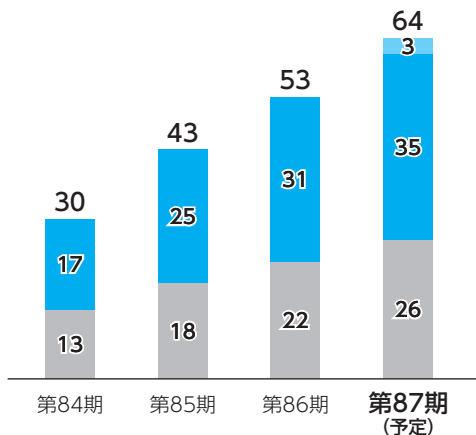
(2) 減少する剰余金の項目およびその金額

繰越利益剰余金3,300,000,000円

ご参考

1株当たり配当金の推移(円)

■ 中間 ■ 期末 ■ 記念配当



（※2025年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施
第86期以前の1株当たりの配当金は分割考慮後の数値）

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）10名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（10名）は、本総会終結の時をもって、任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）10名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査等委員会は、各候補者に関して、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1	再任 さかた 信一郎 坂田 信一郎	代表取締役社長	100% (16回/16回)
2	再任 とりの よしふみ 鳥野 善文	取締役副社長	100% (16回/16回)
3	再任 こんどう まさゆき 近藤 雅之	常務取締役	100% (16回/16回)
4	再任 すみよし てつや 住吉 哲也	常務取締役	100% (16回/16回)
5	再任 かきの まさふみ 柿野 雅文	取締役	100% (16回/16回)
6	再任 ひろうち まなぶ 廣内 学	取締役	100% (16回/16回)
7	再任 くぼい としあき 久保井 聡明	社外取締役 独立役員	94% (15回/16回)
8	再任 ますだ ふみひろ 増田 文弘	取締役	100% (16回/16回)
9	再任 さかい のりみつ 酒井 規光	取締役	100% (16回/16回)
10	再任 アハマド サジャド AHMED SAJJAD	社外取締役 独立役員	94% (15回/16回)

候補者
番号

1

さか た
坂田

しん いち ろう
信一郎

(1963年3月24日生)

再任



略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況

1987年4月	当社入社	2011年6月	当社常務取締役
2003年12月	当社執行役員 大阪支社長		国内営業本部長兼名古屋支社長
2005年6月	当社取締役	2012年4月	当社代表取締役社長（現任）
	西日本地区担当兼大阪支社長	2017年6月	石川トヨペット(株)
2007年6月	当社常務取締役 大阪支社長		(現株)石川トヨペットカローラ 社外取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

(株)石川トヨペットカローラ 社外取締役

取締役候補者とした理由

坂田信一郎氏は、代表取締役社長として経営全般を統括する役割を果たし、当社の事業活動に関し、豊富な業務経験と見識を有しています。これからも豊富な経験と見識が当社の経営に活かされると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

■ 取締役会への出席状況
100% (16回/16回)

■ 所有する当社の株式の数
234,000株

候補者
番号

2

とりの
鳥野

よし ぶみ
善文

(1957年11月5日生)

再任



略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況

1980年4月	当社入社	2012年10月	当社取締役 国内営業本部長
2001年6月	当社取締役	2016年6月	当社常務取締役 国内営業本部長
	第二営業部西日本担当部長	2019年6月	当社専務取締役 国内営業本部長
2012年6月	当社取締役 国内営業本部副本部長兼特販部長兼広島営業所長	2023年6月	当社取締役副社長 国内営業本部長（現任）

■ 重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

鳥野善文氏は、国内営業部門を統括する役割を果たし、当社の事業活動に関し、豊富な業務経験と見識を有しています。これからも豊富な経験と見識が当社の経営に活かされると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

■ 取締役会への出席状況
100% (16回/16回)

■ 所有する当社の株式の数
137,300株

候補者
番号

3

こん どう
近藤

まさ ゆき
雅之

(1963年9月1日生)

再任



略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況

1987年4月	当社入社	2022年4月	当社常務取締役(現任) 広告宣伝部統括部長
2011年6月	当社取締役 大阪支社長兼広島営業所長	2023年11月	(有)フラッグス(現(株)フラッグス) 取締役副社長
2017年4月	当社取締役 東京支社長	2024年6月	(株)フラッグス 代表取締役社長 (現任)
2020年6月	当社常務取締役 東京支社長		

■ 重要な兼職の状況

(株)フラッグス 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

近藤雅之氏は、これまで当社の国内営業部門や広告宣伝部門の責任者を歴任するとともに、主要子会社(株)フラッグスの代表取締役社長として同社の経営を担っており、豊富な業務経験と見識を有しています。これからも豊富な経験と見識が当社の経営に活かされると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

■ 取締役会への出席状況
100% (16回/16回)

■ 所有する当社の株式の数
105,200株

候補者
番号

4

すみ よし
住吉てつ や
哲也

(1964年8月16日生)

再任



■ 取締役会への出席状況
100% (16回/16回)

■ 所有する当社の株式の数
61,300株

略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況

1987年4月	(株)三和銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 入行	2020年6月	当社取締役 総務本部長兼総務部長
2009年4月	(株)三菱東京UFJ銀行 (現(株)三菱UFJ銀行) 中津川支社長	2021年6月	当社常務取締役 総務本部長兼 総務部長兼経営企画室長 (現任)
2017年10月	当社入社 総務部次長	2021年11月	エイスインターナショナルトレード(株)社外取締役
2018年7月	当社執行役員 総務部長	2024年12月	(株)ケー・エム・エンタープライズ 取締役 (現任)
2019年6月	当社取締役 総務本部副本部長兼 総務部長	2026年2月	(株)Y〇〇コーポレーション 取締 役 (現任)
2019年11月	(株)A B T取締役 (現任)		

■ 重要な兼職の状況

(株)A B T 取締役
(株)ケー・エム・エンタープライズ 取締役
(株)Y〇〇コーポレーション 取締役

取締役候補者とした理由

住吉哲也氏は、長年にわたる金融機関での豊富な経験と見識を有しております。また、2017年の入社以来、総務部門及び経営企画室で当社経営の意思決定を支えております。これからも豊富な経験と見識が当社の経営に活かせると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

5

かきの
柿野

まさ ふみ
雅文

(1964年6月20日生)

再任



略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況

1987年4月	当社入社	2018年6月	当社取締役 海外営業本部長 (現任)
2007年6月	当社取締役 海外営業本部第一部長		CAPCO USA, INC. 取締役社長 (現任)
2010年4月	当社取締役 海外営業本部副本部長兼第一部長	2024年12月	(株)ケー・エム・エンタープライズ 取締役 (現任)
2015年6月	CAPCO PTE LTD 取締役会長 (現任)	2025年8月	森田産業(株) 取締役 (現任)

■ 取締役会への出席状況
100% (16回/16回)

■ 所有する当社の株式の数
84,300株

■ 重要な兼職の状況

CAPCO PTE LTD 取締役会長
CAPCO USA, INC. 取締役社長
(株)ケー・エム・エンタープライズ 取締役
森田産業(株) 取締役

取締役候補者とした理由

柿野雅文氏は、海外営業部門を統括する役割を果たし、当社の事業活動に関し、豊富な業務経験と見識を有しています。これからも豊富な経験と見識が当社の経営に活かされると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者
番号

6

ひろ うち

廣内

まなぶ

学

(1970年3月20日生)

再任



略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況

1995年4月 当社入社
2010年10月 当社執行役員 関東支社副支社長
2011年6月 当社取締役 関東支社長
2013年4月 当社取締役 東京支社長
2017年4月 当社取締役 大阪支社長（現任）

■ 重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

廣内学氏は、国内営業部門の責任者を務め、当社の事業活動に関し、豊富な業務経験と見識を有しています。これからも豊富な経験と見識が当社の経営に活かされると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

■ 取締役会への出席状況
100% (16回/16回)

■ 所有する当社の株式の数
73,300株

候補者
番号

7

くぼいとしあき
久保井 聡明

(1965年11月29日生)

再任

社外取締役

独立役員



略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況

1994年4月	弁護士登録	2015年6月	田村駒(株) 社外監査役 (現任)
1994年4月	三宅合同法律事務所入所	2017年6月	当社取締役 (現任)
1997年4月	久保井総合法律事務所入所	2021年6月	(株)但馬銀行 社外取締役 (現任)
2012年1月	久保井総合法律事務所 代表パートナー (現任)	2023年6月	公益財団法人小野奨学会 常務理事 (現任)
2015年6月	(株)但馬銀行 社外監査役		

■ 重要な兼職の状況

久保井総合法律事務所 代表パートナー
 (株)但馬銀行 社外取締役
 田村駒(株) 社外監査役
 公益財団法人小野奨学会 常務理事

■ 取締役会への出席状況
 94% (15回/16回)

■ 所有する当社の株式の数
 —

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

久保井聡明氏は、弁護士としての経験・識見が豊富であり、当社の論理にとらわれず、企業法務を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行いただいております。そのことにより、取締役会の透明性の向上およびコーポレートガバナンスの強化に重要な役割を果たしていただけると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものです。なお、同氏は社外取締役または社外監査役になる事以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

候補者
番号

8

ます だ
増田

ふみ ひろ
文弘

(1965年10月25日生)

再任



略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況

1988年4月	当社入社	2017年4月	当社執行役員 福岡支社長
2004年4月	当社商品開発部長	2019年6月	当社取締役 福岡支社長
2009年7月	当社執行役員 商品開発部長	2022年4月	当社取締役 東京支社長 (現任)

■ **重要な兼職の状況**

取締役候補者とした理由

増田文弘氏は、国内営業部門の責任者を務め、当社の事業活動に関し、豊富な業務経験と見識を有しています。これからも豊富な経験と見識が当社の経営に活かせると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

■ **取締役会への出席状況**
100% (16回/16回)

■ **所有する当社の株式の数**
50,000株

候補者
番号

9

さか い
酒井

のり みつ
規光

(1968年11月8日生)

再任



略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況

1991年4月	当社入社	2019年6月	当社取締役 商品開発部長兼営業開発部長
2015年7月	当社執行役員 営業開発部長	2020年4月	当社取締役 商品開発統括部長兼営業開発統括部長 (現任)
2018年6月	広州新特路信息技术諮詢有限公司 董事長 (現任)・総経理		
2019年4月	当社執行役員 商品開発部長兼営業開発部長		

■ **重要な兼職の状況**

広州新特路信息技术諮詢有限公司 董事長

取締役候補者とした理由

酒井規光氏は、営業開発部門及び商品開発部門の責任者を務め、当社の事業活動に関し、豊富な業務経験と見識を有しています。これからも豊富な経験と見識が当社の経営に活かせると判断し、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

■ **取締役会への出席状況**
100% (16回/16回)

■ **所有する当社の株式の数**
38,000株

候補者
番号

10

ア ハ マ ド
AHMEDサ ジ ャ ド
SAJJAD (1980年2月1日生)

社外取締役

再任

独立役員



略歴、当社における地位および担当、重要な兼職の状況

2014年9月 大阪学院大学国際センター非常勤講師
2016年4月 同志社大学国際教育インスティテュート非常勤講師
2019年4月 山梨学院大学 准教授（現任）
2019年6月 当社取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

山梨学院大学 准教授

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

AHMED SAJJAD氏は、大学講師としての高い見識と幅広い経験に基づき、当社の風土・文化にとらわれないグローバルかつ客観的視点から経営の監視を遂行いただいております。そのことにより、取締役会の透明性の向上およびコーポレートガバナンス強化に重要な役割を果たしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

■ 取締役会への出席状況
94% (15回/16回)

■ 所有する当社の株式の数
—

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 久保井聡明およびAHMED SAJJADの両氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
3. 当社は、久保井聡明およびAHMED SAJJADの両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
なお、久保井聡明氏が代表を務める久保井総合法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、過去3年間平均の報酬の割合は同事務所の総収入額の0.5%未満と独立性を妨げるものではありません。
4. 当社は、久保井聡明およびAHMED SAJJADの両氏との間で定款の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低限度額であります。両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関して責任を負うこと又は当責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により補填しております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。なお、保険料は特約部分を含め全額当社で負担しております。
6. 久保井聡明氏の社外取締役就任期間は本総会終結のときをもって9年となります。
7. AHMED SAJJAD氏の社外取締役就任期間は本総会終結のときをもって7年となります。

【ご参考】取締役会メンバーの主たるスキル・マトリックス

第2号議案が承認された場合の取締役会メンバーの専門性および経験は以下のとおりです。

氏名	当社における地位	企業経営	財務会計	サステナビリティ E S G	M&A	法務 コンプライアンス	営業 マーケティング	グローバル	人事 人材育成	内部統制 ガバナンス
坂田 信一郎	代表取締役社長	●	●	●	●	●	●	●	●	●
鳥野 善文	取締役副社長	●		●			●		●	●
近藤 雅之	常務取締役	●		●			●			●
住吉 哲也	常務取締役	●	●	●	●	●			●	●
柿野 雅文	取締役	●		●			●	●	●	●
廣内 学	取締役	●		●			●			●
久保井 聡明	社外取締役			●		●				●
増田 文弘	取締役	●		●			●			●
酒井 規光	取締役	●		●			●	●		●
AHMED SAJJAD	社外取締役			●				●		●
具足 彰治	取締役 (常勤監査等委員)	●	●			●				●
堀内 武文	取締役 (監査等委員)	●				●				●
大澤 秀美	取締役 (監査等委員)	●				●			●	●
小西 華子	取締役 (監査等委員)					●			●	●

以上

【ご参考】中期経営計画(2026年度～2028年度)について

○中期経営計画(2026年度～2028年度)の位置づけ

2025年度までの中期経営計画の進捗・成果を踏まえて、2030年に向けたパーパス「未来のモビリティ社会における最良のパートナー」を志向し、さらなる積極投資を行い、経営基盤強化(人的資本投資含む)と新規事業開発を加速してまいります。



○定量目標

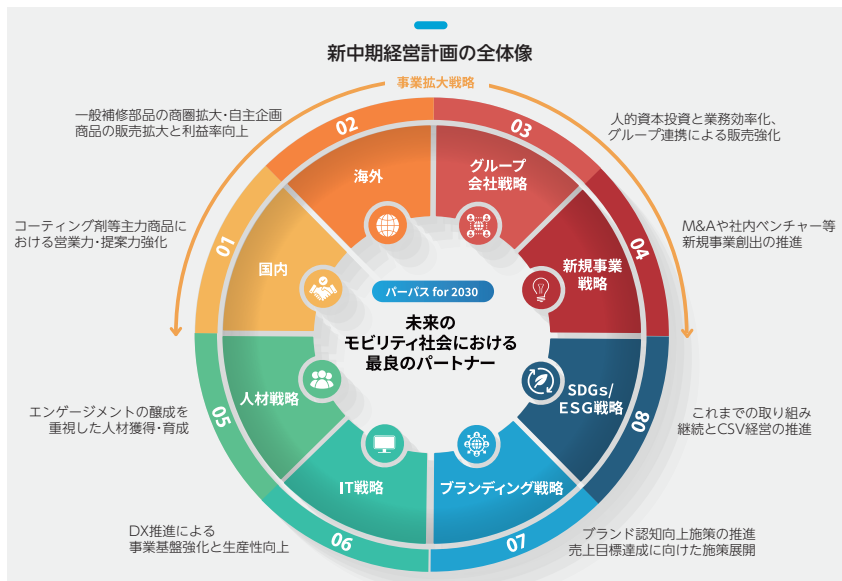
中期経営計画(2026年度～2028年度)における定量目標として、以下を掲げています。



目標とする経営指標も上方修正し、売上高営業利益率につきましては従来の10%以上から「20%以上」、ROEにつきましては10%以上から「15%以上」としております。

○中期経営計画(2026年度～2028年度)の全体像

さらなる成長に向けた重点項目実現のための「事業拡大戦略」「人材戦略」「IT戦略」「ブランディング戦略」「SDGs/ESG戦略」を策定いたしました。



各戦略における施策を適切に実行することで、グループ全体の基盤強化を推進してまいります。また、キャッシュアロケーション方針を策定し、それぞれの戦略に応じた積極的な投資と活動を行うことで、2030年に向けたパーパスの実現につなげるとともに、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

詳しくは、当社HP (<https://www.central-auto.co.jp/ja/ir.html>) をご覧ください。

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度のわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費が底堅く推移するとともに、企業の設備投資も持ち直しの動きがみられるなど、緩やかな回復基調で推移しました。一方で、資源価格の変動や為替動向、地政学リスクの高まり等により、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

国内の新車総販売台数（軽を含む）は、登録車における新型車不足や供給制約による長納期化などの影響があり、前年比0.9%減の約453万台となりました。内訳は、登録車が同3.5%減の約285万台で、軽自動車においては同3.8%増の約169万台となりました。

このような景況下、当社グループでは、2030年に向けたパーパス「未来のモビリティ社会における最良のパートナー」を具現化するべく、地域密着型営業の推進によりお客様との関係を一層強化し、国内外の新規開拓と高付加価値商材の拡販に努めるとともに、M&Aや新規ビジネス開拓に注力いたしました。また、テレビCMの放映やSNS広告の運用だけでなく、モータースポーツへの協賛など、ブランディングへの投資も継続いたしました。

これにより、当社グループの売上高は466億92百万円（前年比112.4%）、営業利益は113億76百万円（同103.1%）、経常利益は129億31百万円（同104.1%）、親会社株主に帰属する当期純利益は96億45百万円（同111.1%）となりました。


当期末の配当金につきましては、1株当たり35円とし、併せて創立80周年記念配当1株当たり3円を加え、1株当たり38円とさせていただきます。

すでに中間配当金として1株当たり26円をお支払いいたしておりますので、年間配当金は1株当たり64円（普通配当61円、記念配当3円）となります。なお、株式分割換算後の1株当たり年間配当金の前期実績53円から11円の増配となります。

売上高

466億92百万円
前期比 12.4%増 

営業利益

113億76百万円
前期比 3.1%増 

経常利益

129億31百万円
前期比 4.1%増 

親会社株主に
帰属する
当期純利益

96億45百万円
前期比 11.1%増 

自動車部品・用品等販売事業

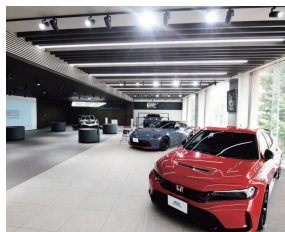
当セグメントにおきましては、国内部門では、地域密着型営業による訪問活動の徹底と中之島R&Dセンターや東京支社への来社促進を通じてお客様と更に関係を強化し、新規開拓および高付加価値商材の拡販に努めました。また、アルコール検知器ではクラウド管理や自動点呼などの市場ニーズに応じた積極的な提案活動により、シェア拡大に取り組みました。

海外部門では、地域密着営業を一層推進し、より付加価値の高いオリジナル商材の拡販や新規開拓に努めました。期末にかけ急変した中東情勢により、同地域向け売上の一部で影響を受けましたが、全体としては前年を上回りました。また、連結子会社の株式会社ケー・エム・エンタープライズおよび森田産業株式会社においては、中東情勢による直接的な影響はなく、それぞれ強みの地域であるアジア、中南米向けを中心に自動車補修部品の販売に注力いたしました。

連結子会社のセントラル自動車工業株式会社は、需要の変化に対応するべく、目標品質の維持と効率的な生産体制のもと、商品の安定供給に努めました。

連結子会社の株式会社フラッグスは、新製品開発によるラインアップの拡充と、イベントへの出展およびSNS等のメディア発信の注力により、既存顧客の取引深耕と新規顧客の創出に努めました。

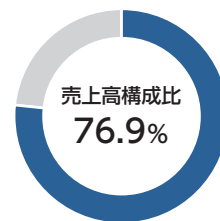
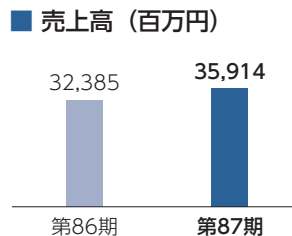
これにより、売上高は359億14百万円（前年比110.9%）、セグメント利益につきましては102億93百万円（同101.7%）となりました。なお、上記実績のうち、アルコール検知器に関しては、売上高15億71百万円（同127.3%）となりました。



東京支社の大型スクリーン設置のショールーム



海外でのプライベートブランド「J.C.A.P.」展示会



自動車処分事業

当セグメントにおきましては、連結子会社の株式会社A B Tは、中古車市場の活況等を支援材料に、後半にかけ取扱件数が大幅に増加するなか、適正かつ効率的な業務遂行に努めました。

これにより、売上高は107億78百万円（前年比117.5%）、セグメント利益につきましては10億78百万円（同117.7%）となりました。

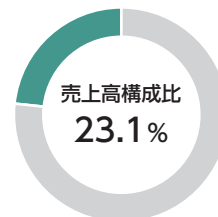
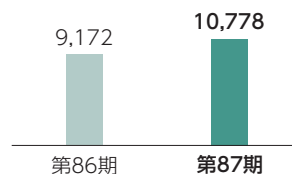


全国約150社のパートナーと連携して業務を遂行



テールランプ、エアバッグの回収等による実証実験を実施

■ 売上高（百万円）



(2) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、各種政策の効果により緩やかな回復の動きが続くことが期待されるものの、金融資本市場の変動の影響や米国の通商政策をめぐる動向などにより、不透明な状況が続くものと見込まれます。さらに中東情勢の影響による景気の下振れリスクを注視しながら、迅速果敢な対応が必要となっております。

こうした状況下、当社グループは、展示型オフィスとして新築した東京支社や中之島R & Dセンターを活用し、お客様への信頼関係を一層強固なものとして、高付加価値商材の拡販に努めるとともに、M & Aにより強化した異業種を含む新たな領域でのビジネス拡大も図ってまいります。また、コーティング溶剤の空き瓶リサイクルや飲酒運転根絶に向けた啓発活動等のサステナビリティを重視した取り組みを継続し、社会のお役に立つ開発型企業として市場の拡大を目指します。

また、今年度から始まる新たな中期経営計画を遂行し、2030年までに達成すべきパーパス「未来のモビリティ社会における最良のパートナー」を目指した事業拡大戦略・人材戦略・IT戦略・ブランディング戦略・サステナビリティ戦略に基づいた活動を推し進めることで、更なる企業価値の向上に取り組んでまいります。

そして、次世代を支える中核人材を育成するための人的資本投資と生産向上のためのDX推進に取り組むことで持続的な成長を続け、「インテグリティと感謝の心」を企業文化として育むとともに、潜在ニーズを先取りしたビジネス社会に貢献できる開発型企業として株主の皆様のご期待にお応えする所存でございます。

何卒一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産および損益の状況の推移

① 連結決算の状況

区 分	第 84 期 (2023年3月期)	第 85 期 (2024年3月期)	第 86 期 (2025年3月期)	第 87 期(当期) (2026年3月期)
売上高 (百万円)	35,878	39,331	41,558	46,692
経常利益 (百万円)	8,968	11,258	12,421	12,931
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	6,292	7,924	8,681	9,645
1株当たり当期純利益 (円)	114.21	143.62	157.23	174.58
総資産 (百万円)	49,350	57,387	63,492	71,244
純資産 (百万円)	41,932	49,917	55,701	62,953
1株当たり純資産 (円)	760.41	904.37	1,008.52	1,139.12

- (注) 1. 第84期には特別利益として投資有価証券売却益124百万円が含まれております。
特別損失として投資有価証券評価損54百万円が含まれております。
2. 第85期には特別利益として投資有価証券売却益91百万円が含まれております。
3. 第87期には特別利益として負ののれん発生益600百万円が含まれております。
特別損失として投資有価証券評価損53百万円が含まれております。
4. 当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っています。
1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産につきましては、当該株式分割が第84期の期首時点で行われていたと仮定して算定しております。

② 個別決算の状況

区 分	第 84 期 (2023年3月期)	第 85 期 (2024年3月期)	第 86 期 (2025年3月期)	第 87 期(当期) (2026年3月期)
売上高 (百万円)	28,737	31,369	31,244	32,682
経常利益 (百万円)	8,162	9,865	10,333	10,608
当期純利益 (百万円)	5,617	6,920	7,151	7,244
1株当たり当期純利益 (円)	101.42	124.77	128.83	130.43
総資産 (百万円)	42,121	48,507	53,127	57,659
純資産 (百万円)	35,732	42,139	46,613	51,058
1株当たり純資産 (円)	644.59	759.46	839.56	919.07

- (注) 1. 第84期には特別利益として投資有価証券売却益124百万円が含まれております。
特別損失として貸倒引当金繰入額188百万円、関係会社株式評価損29百万円、および投資有価証券評価損54百万円が含まれております。
2. 第85期には特別利益として投資有価証券売却益91百万円が含まれております。
3. 第86期には特別損失として貸倒引当金繰入額51百万円が含まれております。
4. 第87期には特別損失として投資有価証券評価損53百万円が含まれております。
5. 当社は、2025年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っています。
1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産につきましては、当該株式分割が第84期の期首時点で行われていたと仮定して算定しております。

(4) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
セントラル自動車工業株式会社	50 ^{百万円}	100.00 %	自動車用品製造販売
CAPCO PTE LTD	S \$ 500,000	100.00 %	自動車部品、用品販売 および輸出入
CAPCO USA, INC.	US \$ 803,000	100.00 %	自動車部品、用品販売 および輸出入
株式会社A B T	10 ^{百万円}	100.00 %	自動車処分事業
株式会社フラッグス	3 ^{百万円}	100.00 %	自動車部品、付属品等の 企画、製造および販売
株式会社ケー・エム・エンタープライズ	10 ^{百万円}	100.00 %	自動車部品の販売 および輸出入
森田産業株式会社	12 ^{百万円}	100.00 %	自動車部品の販売 および輸出入

(5) 主要な事業内容

自動車部品・用品等 販売事業	当社	自動車部品、用品および新商品ならびに関連サービスの 開発・販売、輸出入
	連結子会社	自動車用品企画・製造および自動車部品、用品販売なら びに輸出入
自動車処分事業	連結子会社	損害保険会社の全損認定車両処分に関わる業務

(6) 主要な営業所および工場

① 当 社

(a) 本 社：大阪市北区中之島4丁目2番30号

(b) 国内事業所

支 社：札幌、仙台、北関東（栃木県）、高崎、東京、名古屋、大阪、福岡

営 業 所：仙台支社盛岡営業部（岩手県）、静岡、金沢、広島、高松

福岡支社南九州営業部（熊本県）

研究開発施設：中之島R&Dセンター（大阪府）

物流センター：東日本物流センター（埼玉県）、西日本物流センター（兵庫県）

(c) 海外事業所 デトロイト（米国）、シンガポール、ドバイ（UAE）

ジャカルタ（インドネシア）、マニラ（フィリピン）、広州（中国）

ヤンゴン（ミャンマー）、台北（台湾）

クアラルンプール（マレーシア）、ホーチミン・ハノイ・ダナン（ベトナム）

② 連結子会社（国内）

セントラル自動車工業株式会社 本社工場（大阪府）

株式会社A B T（東京都）、株式会社フラッグス（福岡県）

株式会社ケー・エム・エンタープライズ（大阪府）

森田産業株式会社（大阪府）

③ 連結子会社（海外）

CAPCO PTE LTD（シンガポール）、CAPCO USA, INC.（米国）

(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
348名(14名)	23名増(一)

(注) 従業員数は就業人員数であります。また、従業員数欄の()内は、臨時従業員の年間平均雇用人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
282名	13名増	41.0歳	15.0年

2 株式に関する事項

- | | | |
|----------------|------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 普通株式 | 240,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 普通株式 | 60,060,000株 |
| (3) 当事業年度末の株主数 | | 7,907名 |
| (4) 大株主 | | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	3,391 ^{千株}	6.10 [%]
日産東京販売ホールディングス株式会社	3,180	5.72
株式会社三菱UFJ銀行	2,665	4.80
上野万里子	2,056	3.70
TPR株式会社	1,989	3.58
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,816	3.27
光通信KK投資事業有限責任組合	1,805	3.25
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	1,767	3.18
株式会社みずほ銀行	1,593	2.87
株式会社椿本チエイン	1,500	2.70

(注) 持株比率は自己株式(4,504,831株)を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役(社外取締役および監査等委員を除く)	34,000株	8名

- (6) その他株式に関する重要な事項

流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的とし、2025年4月1日付で、1株につき3株の割合をもって株式分割を実施いたしました。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役に関する事項

(2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職状況
代表取締役社長	坂田 信一郎	(株)石川トヨペットカローラ 社外取締役
取締役副社長	鳥野 善文	国内営業本部長
常務取締役	近藤 雅之	(株)フラッグス 代表取締役社長
常務取締役	住吉 哲也	総務本部長 兼 総務部長 兼 経営企画室長 (株)A B T 取締役 (株)ケー・エム・エンタープライズ 取締役 (株)Y O Oコーポレーション 取締役
取締役	柿野 雅文	海外営業本部長 CAPCO PTE LTD 取締役会長 CAPCO USA, INC. 取締役社長 (株)ケー・エム・エンタープライズ 取締役 森田産業(株) 取締役
取締役	廣内 学	大阪支社長
取締役	久保井 聡明	久保井総合法律事務所 代表パートナー (株)但馬銀行 社外取締役 田村駒(株) 社外監査役 公益財団法人小野奨学会 常務理事
取締役	増田 文弘	東京支社長
取締役	酒井 規光	商品開発統括部長 兼 営業開発統括部長 広州新特路信息技术諮詢有限公司 董事長 山梨学院大学 准教授
取締役 (常勤監査等委員)	AHMED SAJJAD	
取締役 (監査等委員)	具足 彰治	
取締役 (監査等委員)	堀内 武文	
取締役 (監査等委員)	大澤 秀美	
取締役 (監査等委員)	小西 華子	竹林・畑・中川・福島法律事務所 パートナー (株)近大アシスト 社外取締役 タイガースポリマー(株) 社外取締役

- (注) 1. 取締役久保井聡明、AHMED SAJJAD、具足彰治、堀内武文、大澤秀美および小西華子の6氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 情報収集およびその他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、具足彰治氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社は、久保井聡明、AHMED SAJJAD、具足彰治、堀内武文、大澤秀美および小西華子の6氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
4. 取締役(常勤監査等委員)具足彰治氏は、長年にわたる金融機関での豊富な経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役久保井聡明氏が兼職している他の法人等との間には、重要な関係はありません。
6. 取締役AHMED SAJJAD氏が兼職している他の法人等との間には、重要な関係はありません。
7. 取締役小西華子氏が兼職している他の法人等との間には、重要な関係はありません。

(2) 責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役に対して、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の責任について、契約を締結することができる旨を定款に定めております。

なお、当社は、社外取締役との間において、会社法第427条第1項に基づき、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に定める損害賠償額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関して責任を負うこと又は当責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により補填しております。当該役員等賠償責任保険の被保険者は、当社および子会社であるセントラル自動車工業株式会社、株式会社A B T、株式会社フラッグスおよび株式会社ケー・エム・エンタープライズの取締役および監査役であり、特約部分を含め会社負担としております。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2023年6月28日開催の第84回定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。それに伴い、2023年6月28日開催の第763回取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する指針（以下、「決定方針」といいます）を決議しております。

決定方針の内容の概要は以下のとおりです。

a. 報酬決定における基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、基本報酬と譲渡制限付株式報酬により構成される固定報酬となっております。基本報酬は、2023年6月28日開催の第763回取締役会により決議された「役員報酬規程」に基づいて決定しております。また、譲渡制限付株式報酬については、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）にのみ支給されるものであり、2017年5月15日開催の第662回取締役会により決議された内容に基づき決定されております。報酬決定の基本方針は、各取締役の業績、貢献度、職位に応じて決定することとし、株主総会が決議した報酬額の限度内で支払うこととしております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬は、年俸制であり、年俸額の12分の1を毎月支給される月例の固定報酬としております。個人別の報酬額については、役員報酬規程に基づき、業績、貢献度、職位に応じて決定することとしております。

譲渡制限付株式報酬は、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に支給されるものであり、基本報酬とは別枠で、中長期的な企業価値及び株式価値の持続的な向上を図る事を目的とし、導入しており、毎年株主総会後に締結される譲渡制限付株式割当契約に基づき支給されます。個人別の株式数、報酬額については、本制度の目的、業

績、各対象取締役の職責の範囲、取締役の平均在任年数等および諸般の事情を総合的に勘案し決定することとしております。

- b. 取締役（監査等委員である取締役を除く）および監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2025年6月25日開催の第86回定時株主総会において年額4億円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内、使用人分給与は含まない）と決議されており、別枠で、2025年6月25日開催の第86回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として年額1億80百万円以内、譲渡制限付株式報酬により発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年243,000株以内と決議されております。なお、第86回定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は10名（うち社外取締役は2名）であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2023年6月28日開催の第84回定時株主総会において年額60百万円以内と決議されております。なお、第84回定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名であります。

- c. 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）の報酬等の種類別の割合決定に関する事項

当社の役員報酬は業績連動報酬等を支給せず、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）は固定報酬のうち20%前後を一律で非金銭報酬等である譲渡制限株式と引換えにする払込みに充てるための金銭として支給するものとしております。

- d. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度におきましては、取締役の基本報酬について、2025年6月25日開催の第795回取締役会において代表取締役社長坂田信一郎に個人別の報酬額等の具体的な内容の決定を委任する旨の決議を行い、代表取締役社長において決定しております。

代表取締役社長に委任をした理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況について最も熟知し、各取締役個々の担当職務や業務遂行状況等の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているためであります。また、取締役会から委任を受けた代表取締役社長が個人別の報酬等の額を決定するに際しては、株主総会で決議された報酬枠内において、「役員報酬規程」に基づき決定しなければならないものとしております。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に経営諮問委員会がその妥当性等について確認することとしております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、株主総会で決議された報酬枠内において、「役員報酬規程」に基づき決定されたことを確認していることや、委員の過半数を独立社外取締役で構成する経営諮問委員会に原案を諮問し、答申を得た上で、その答申を尊重して決定されたことを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬			
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	賞与	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	337,145 (16,200)	275,010 (16,200)	62,135 (—)	— (—)	10 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	31,500 (31,500)	31,500 (31,500)	— (—)	— (—)	5 (5)
合計 (うち社外役員)	368,645 (47,700)	306,510 (47,700)	62,135 (—)	— (—)	15 (7)

- (注) 1. 上記には、2025年6月25日開催の第86回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 (監査等委員) 1名を含んでいます。
 2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(5) 社外役員の主な活動状況と役割

取締役 久保井聡明氏

当期開催の取締役会16回のうち15回に出席し、当社の論理に捉われず、弁護士として企業法務を踏まえた客観的視点で、議案審議に必要な発言を行っております。独立性をもって経営の監視を遂行することにより、取締役会の透明性の向上及びコーポレートガバナンスの強化に重要な役割を果たしております。また、当期開催された経営諮問委員会3回の全てに参加し、議長を務め、取締役の報酬・指名について審議いたしました。

取締役 AHMED SAJJAD氏

当期開催の取締役会16回のうち15回に出席し、大学教員としての高い見識と幅広い経験に基づき、議案審議に必要な発言を適宜適切に行っております。当社の風土・文化にとらわれないグローバルかつ客観的視点で、取締役会の透明性の向上及びコーポレートガバナンスの強化に重要な役割を果たしております。また、当期開催された経営諮問委員会3回の全てに参加し、取締役の報酬・指名について審議いたしました。

取締役（常勤監査等委員） 具足彰治氏

当期開催の取締役会16回の全てに出席し、長年にわたる金融機関での豊富な経験と財務に関する高い見識から、議論の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。また、当期開催の監査等委員会16回の全てに出席し、監査結果の意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、各経営会議への出席や主要な業務遂行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて説明を求めるなど、コーポレートガバナンス体制の強化に重要な役割を果たしております。

取締役（監査等委員） 堀内武文氏

当期開催の取締役会16回の全てに出席し、他社での企業経営に関する豊富な経験と高い見識から、疑問点を明らかにするため適宜質問するとともに、経営的視点から取締役会の意思決定の監視と有効な助言、提言を行っております。また、当期開催の監査等委員会16回の全てに出席し、監査結果の意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、各経営会議への出席により、コーポレートガバナンス体制の強化に重要な役割を果たしております。

取締役（監査等委員） 大澤秀美氏

当期開催の取締役会16回の全てに出席し、企業経営者としての豊富な経験と高い見識から、当社の経営を監督していただくとともに、独立した立場から、経営全般にする有効な助言、提言を行っております。また、当期開催の監査等委員会16回の全てに出席し、監査結果の意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、各経営会議への出席により、コーポレートガバナンス体制の強化に重要な役割を果たしております。

取締役（監査等委員） 小西華子氏

就任後開催の取締役会12回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から疑問点を明らかにするため適宜質問し、主に法令や定款の遵守に係る見地から意見を述べ取締役の職務執行に助言、提言を行っております。また、就任後開催の監査等委員会12回の全てに出席し、監査結果の意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行うとともに、各経営会議への出席により、コーポレートガバナンス体制の強化に重要な役割を果たしております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に対する報酬等

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、公益財団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当該事業年度に係る会計監査人の監査計画の内容、監査時間、配置人員、職務遂行状況および報酬見積りの算定根拠等について、その相当性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生等により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6 会社の基本方針および体制

<取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況>

当社は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハならびに会社法施行規則第110条の4に定める体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針について、2015年4月30日開催の取締役会、2021年12月10日開催の取締役会および2023年6月28日の取締役会において、内容の一部改定を決議しており、その内容は下記のとおりです。

なお、内部統制システムの運用状況の概要については、基本方針に基づいて実施した問題点等の是正・改善状況ならびに必要に応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を取締役会や経営会議（四半期毎に経営推進委員会、半期毎に予算説明会、総合幹部会）へ報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。また、労働安全衛生委員会および品質環境連絡会も毎月定期的に開催しております。コンプライアンス体制については、定期的な社内研修や新卒・中途社員採用時に実施し、コンプライアンス意識の全社的浸透を図っております。

<内部統制システムの基本方針>

(1) コンプライアンスを基本とする企業風土の確立

取締役および従業員が、当社の企業理念・基本方針・基本戦略・行動指針を共有し、コンプライアンスに基づき、円滑なコミュニケーションを通じて、問題の早期発見・早期解決を指向する。

(2) 内部統制システムの体制

- ① 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会規則に基づいた取締役会の運営状況および取締役の職務執行状況の確認を実施しております。
 - ・取締役会の諮問機関として、委員の過半数を独立社外取締役で構成する経営諮問委員会を設置し、取締役の指名・報酬等のほか経営上の重要課題に関する決定プロセスの透明性・客観性の向上を図っております。
 - ・当社の「行動規範」を「コンプライアンスマニュアル」に定めて、定期的な研修の実施を行い、その遵守体制の確立を図っております。
 - ・コンプライアンスに関する社員の苦情相談・通報窓口の設置ならびに、社長を委員長

とするコンプライアンス委員会を設置する等、遵守体制の整備に努めております。

- ・法改正、業務変革等に対応した就業規則、業務マニュアルの改訂・整備を実行しております。
- ・社長の直轄である法務監査部(内部監査部門)を設置し、内部監査とコンプライアンス遵守を主眼とした内部監査を行っております。
- ・監査結果については取締役会、および監査等委員への適切な報告と連携強化を進めております。

② 業務の適正を確保するための体制

a. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役会、経営推進委員会の議事録の作成と管理保存する体制を構築しております。
- ・稟議書・報告書等の権限規程に基づく決裁状況の確認と管理保存する体制を構築しております。
- ・権限規程、文書管理規程等各種規程は適宜見直しを実施しております。
- ・業務上取扱う情報や知り得た情報を適切に保存・管理する観点から、「情報セキュリティポリシー」、「個人情報保護管理規程」、「内部通報規程」、「インサイダー情報管理規程」等の社内規程を定め、適切な情報管理の運用を行っております。

b. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

- ・リスクマネジメント委員会を設置し、早期発見・早期対策の方針の下、当社グループのリスクに関する事象への全社的対応を行っております。
- ・業務の環境変化に応じた各種規程・マニュアルを整備するとともに、リスク発生を未然に防止するための管理体制の構築を図っております。
- ・災害・事故等の発生時に、適切かつ迅速に対応する危機管理マニュアルの作成等の体制強化を進めております。
- ・研究開発施設である中之島R & Dセンターにおいて、当社取扱い商品の品質・安全性の検証を行っております。

c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・毎月定例の取締役会を開催し、重要事項の決定を行うとともに、各取締役から業務目標の達成状況、課題解決のための取り組み等の報告をさせることにより、業務執行状況の監督等を行っております。また、全社方針や予算計画を使用人に周知徹底するため、定期的な経営会議を開催しております。
- ・業務分掌規程により、各担当取締役の職務の明確化を実施しております。

- d. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - ・ 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、当社取締役会に定期的な報告を求め、共通の経営理念の下で事業目的を遂行しうよう指導・助言し、法令や企業倫理を守るコンプライアンス体制の共有を確立しております。
 - ・ 当社は、グループにおける業務の適正な運営に努めるため、①関係会社の職務の執行に係る事項の報告に関する体制、②損失の危険の管理に関する規程その他の体制、③職務の執行が効率的に行われることおよび法令や定款に適合することを確保する体制を構築するなどを目的に、「関係会社管理規程」を定めます。
 - e. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 取締役および使用人から監査等委員会に、当社の経営・業績に重大な影響を及ぼすおそれのある事項について、遅滞なく報告する体制をとっております。
- ③ 監査等委員会の職務の執行に関する体制
- ・ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査等委員の職務を補佐すべき、内部監査その他の使用人を監査等委員会から求められた場合には、監査等委員会と協議の上、配置します。
 - ・ 監査等委員の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当該使用人の考課、異動などに係る決定には監査等委員会の事前の意見を得ることとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）から独立して業務を行うよう監査等委員である取締役が指示できる体制をとるものとします。
- ④ 当社グループの取締役・監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制
- ・ 監査等委員である取締役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、予算会議、経営会議等重要な経営会議に出席するとともに、主要な稟議その他業務執行に関する重要な文書を閲覧、必要に応じて、当社グループの役員または使用人に説明を求めることとし、役員、使用人は遅滞なく監査等委員会に報告するものとします。
 - ・ 当社は、グループの役員、使用人が法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に損害をおよぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査等委員である取締役、または監査等委員会に報告するものとします。
 - ・ 当社は、監査等委員会へ報告を行った通報者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を徹底するものとします。

- ⑤ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・社長は、監査等委員である取締役や会計監査人と適時適切に会合を持ち、対処すべき課題や監査上の重要課題について意見を交換するものとします。
 - ・監査等委員である取締役は、法務監査部と緊密な連携を保つとともに、管理部門その他の各部に対しても、必要に応じ、協力を求めることができるものとします。
 - ・当社は、監査等委員である取締役がその職務について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用を負担するものとします。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ・経理部および法務監査部は、当社の財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制を構築しております。
 - ・法務監査部は内部統制システムと金融商品取引法およびその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行っております。
- ⑦ 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした姿勢で対応します。その体制として、コンプライアンスマニュアルに「反社会的行為への対抗に関する行動指針」を定めるとともに、対応部署を総務部および法務監査部とし、不当要求には、警察や弁護士等の外部専門機関と連携する協力体制を整備しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	37,886,351	流 動 負 債	7,092,163
現金及び預金	29,250,222	支払手形及び買掛金	2,723,120
受取手形及び売掛金	5,373,380	未払法人税等	2,090,499
商品及び製品	2,400,881	賞与引当金	527,850
仕掛品	13,503	その他	1,750,692
原材料及び貯蔵品	15,997	固 定 負 債	1,199,318
前渡金	81,152	繰延税金負債	702
その他	762,497	退職給付に係る負債	1,056,490
貸倒引当金	△ 11,286	長期預り保証金	82,500
固 定 資 産	33,358,317	未払役員退職金	10,171
(有形固定資産)	(9,557,986)	その他	49,454
建物及び構築物	3,793,656	負 債 合 計	8,291,481
機械装置及び運搬具	156,766	純 資 産 の 部	
工具・器具及び備品	93,056	株 主 資 本	59,753,768
土地	5,466,345	資本金	1,001,000
その他	48,161	資本剰余金	5,044,471
(無形固定資産)	(3,108,576)	利益剰余金	54,286,644
のれん	3,002,770	自己株式	△ 578,347
ソフトウェア	76,659	その他の包括利益累計額	3,199,419
その他	29,146	その他有価証券評価差額金	2,942,516
(投資その他の資産)	(20,691,754)	繰延ヘッジ損益	△ 5,264
投資有価証券	19,599,468	為替換算調整勘定	△ 5,669
繰延税金資産	185,531	退職給付に係る調整累計額	267,836
その他	907,684	純 資 産 合 計	62,953,187
貸倒引当金	△ 930	負 債 ・ 純 資 産 合 計	71,244,669
資 産 合 計	71,244,669		

連結損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		46,692,820
売 上 原 価		27,083,459
売 上 総 利 益		19,609,361
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,232,365
営 業 利 益		11,376,995
営 業 外 収 益		1,587,756
受 取 利 息 及 び 配 当 金	318,656	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	1,065,261	
そ の 他	203,838	
営 業 外 費 用		33,374
支 払 手 数 料	7,992	
そ の 他	25,382	
経 常 利 益		12,931,377
特 別 利 益		600,753
負 の の れ ん 発 生 益	600,753	
特 別 損 失		53,825
投 資 有 価 証 券 評 価 損	53,825	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		13,478,305
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,836,105	
法 人 税 等 調 整 額	△ 3,752	3,832,352
当 期 純 利 益		9,645,952
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		9,645,952

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	28,834,789	流動負債	5,301,974
現金及び預金	21,919,824	買掛金	1,590,648
受取手形	8,766	未払金	668,567
売掛金	4,679,762	未払費用	357,802
商品	1,813,385	未払法人税等	1,769,866
前渡金	78,574	契約負債	224,517
未収入金	1,112	預り金	85,502
その他の金	405,650	賞与引当金	480,000
貸倒引当金	△ 72,286	その他の負債	125,069
固定資産	28,825,185	固定負債	1,299,055
(有形固定資産)	(9,113,039)	退職給付引当金	1,257,668
建物	3,690,412	長期預り保証金	23,400
機械装置	55,369	未払役員退職金	10,171
車両運搬具	54,443	その他の負債	7,816
器具備品	83,770	負債合計	6,601,030
土地	5,218,977	純資産の部	
その他の金	10,065	株主資本	48,843,414
(無形固定資産)	(84,308)	資本	1,001,000
ソフトウェア	65,836	資本剰余金	5,034,317
その他の金	18,471	資本準備金	4,184,339
(投資その他の資産)	(19,627,838)	その他資本剰余金	849,977
投資有価証券	6,974,003	利益剰余金	43,335,752
関係会社株式	11,628,276	利益準備金	241,735
関係会社長期貸付金	46,075	その他利益剰余金	43,094,016
投資不動産	143,581	圧縮記帳積立金	373,081
差入保証金	15,096	別途積立金	33,804,000
繰延税金資産	135,479	繰越利益剰余金	8,916,935
その他の金	911,661	自己株式	△ 527,655
貸倒引当金	△ 226,335	評価・換算差額等	2,215,531
資産合計	57,659,975	その他有価証券評価差額金	2,220,795
		繰延ヘッジ損益	△ 5,264
		純資産合計	51,058,945
		負債・純資産合計	57,659,975

損益計算書

(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		32,682,090
売 上 原 価		15,800,396
売 上 総 利 益		16,881,693
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,704,249
営 業 利 益		10,177,444
営 業 外 収 益		483,888
受 取 利 息 及 び 配 当 金	350,341	
受 取 賃 貸 料	72,571	
そ の 他	60,974	
営 業 外 費 用		53,143
支 払 手 数 料	7,992	
賃 貸 収 入 原 価	17,730	
そ の 他	27,420	
経 常 利 益		10,608,189
特 別 損 失		53,825
投 資 有 価 証 券 評 価 損	53,825	
税 引 前 当 期 純 利 益		10,554,364
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,248,000	
法 人 税 等 調 整 額	62,000	3,310,000
当 期 純 利 益		7,244,364

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

中央自動車工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻 井 健 太
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹 田 雅 司
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、中央自動車工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中央自動車工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

中央自動車工業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 辻 井 健 太

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹 田 雅 司

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中央自動車工業株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

中央自動車工業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 具 足 彰 治 ㊟

監 査 等 委 員 堀 内 武 文 ㊟

監 査 等 委 員 大 澤 秀 美 ㊟

監 査 等 委 員 小 西 華 子 ㊟

(注) 監査等委員具足彰治、堀内武文、大澤秀美及び小西華子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図



〒530-0005

大阪市北区中之島4丁目2番30号

中央自動車工業株式会社

本社5階ホール

電話

大阪 (06) 6443-5182 (代表)

最寄り駅

■ JR環状線

「福島駅」より南へ徒歩約15分

■ JR東西線

「新福島駅」2番出口より南へ
徒歩約13分

■ 阪神電車

「福島駅」3番出口より南へ
徒歩約13分

■ 地下鉄四つ橋線

「肥後橋駅」3番出口より西へ
徒歩約13分

■ 京阪中之島線

「中之島駅」4番エレベーター
出口より南へ徒歩約5分

中央自動車工業
株式会社



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。